

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C事務所において、公共工事発注の支援・補助業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の上司、同僚との懇親会に参加中の午後〇時頃、飲食店のトイレで意識不明で倒れているところを発見され、直ちにD病院に救急搬送され、「心肺停止後、蘇生後脳症」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し「蘇生後脳症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、同疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病及びその発症時期については、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及びG医師作成の同年〇月〇日付け意見書によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に心停止（以下「本件疾病」という。）後、蘇生後脳症を発症したものとされており、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的所見を精査したところ、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む脳及び心臓疾患等の発症に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由第4の1に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 異常な出来事への遭遇について

請求人は、平成〇年〇月〇日から精神疾患により休職中であり、本件疾病の発症直前から前日までの間において、業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

また、本件疾病の発症時に請求人が参加していた会社の上司、同僚との懇親会は、休職中に、請求人が任意に参加したものであり、業務との関連性は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間においても、請求人は、上記のとおり休職中であり一切業務に従事していなかったことから、短期間の過重業務は認められない。

(5) 長期間の過重業務について

ア 請求人の本件疾病発症前6か月の時間外労働時間についてみると、発症前

1 か月は休職し、1 か月当たりおおむね80時間を上回っているのは、本件疾病発症前5か月の88時間のみであり、本件疾病発症前2か月ないし6か月の平均時間外労働時間はいずれも1か月当たり45時間以下であったことが認められ、また、請求人の本件疾病発症前6か月間における休日は、休職期間を除き、月に7日ないし14日確保されていたことが認められる。

なお、請求人は、本件疾病発症2か月前の平成○年○月○日に、1日の労働時間が18時間を超えた異常な長さの時間外労働を行い、請求人の身体的なストレスが残存したと主張するが、翌○日は所定休日であったことや、その後、同年○月○日に受診した精神疾患により、本件疾病発症日まで○か月半の休職に入っていたものであり、同年○月○日の徹夜勤務による身体的なストレスが○か月弱も残存していたとは認められない。

イ また、請求人の出張についても、決定書理由で説示するとおり、日常的に身体への相応の負荷を伴うものとは認められない。さらに、精神的負荷についても、説示するとおり、請求人は行政官庁の公共工事発注業務の支援・補助業務を行うものであって、行政官庁が行った発注先等の決定に関し、請求人がその責任を負わされるものとは認め難い上、請求人は、同業務に関して○年近くの業務経験があり、業務に関して重大なノルマや大きなトラブル等を抱えていた等の事実も見受けられないことから、請求人が精神的緊張を伴う業務に従事していたとはいえない。

ウ したがって、当審査会としては、本件疾病発症前1か月ないし6か月において、請求人が特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 業務以外の要因（健康状態等）について、請求人は、平成○年○月実施の定期健康診断で、高脂血症、肝機能検査（ γ -GTPの高値）、空腹時血糖の軽度上昇、禁煙厳守を指摘されている。

また、請求人の嗜好としては、喫煙は1日20本弱、飲酒は芋焼酎の水割り3杯程度であった。

(7) 上記のとおり、請求人には、認定基準で示された「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。